

平成19年12月13日

理事、副会長様

全日本中学校長会
会長 草野 一紀

教育振興基本計画に関する全日本中学校長会の意見

去る12月5日、中央教育審議会教育振興基本計画特別部会に、岩瀬総務部長と木村同副部長が出席し、意見表明を行いました。

冒頭、この意見は全国にアンケートした結果であることを伝え、さらに全国1万人の中学校長の想いを聞いていただきたいとして下記のことを話しました。その後別紙の提出資料に基づき意見陳述し、最後に質疑応答がありました。

1. 一人一人の子どもに向き合える環境が保障されるよう、財政及び人的措置の裏付けがあり、実行が容易に可能な計画であってほしい。

- ・「重点的に取り組む事項」において、優秀な教員の養成・確保や、一人ひとりの子どもに教員が向き合える環境をつくること、が取り上げられたことは大いに評価したい。
- ・先の文部科学省による教員の勤務実態調査を出すまでもなく、学校・教員は過重な負担にあえいでおり、学習指導要領に示されたことに専念でき、学校教育の本来の目標達成のための体制づくりが今切実に求められている。
- ・そのためには、財政及び人的措置を保障し、学校・教員が意欲と余力をもって取り組める、実行可能な計画にしていただきたい。

2. 網羅的でしかも多岐にならず、学校、家庭、社会の果たすべき役割の範囲や責任を明確化した上で、優先順位や目標達成までの過程を明記してほしい。

- ・この基本計画は、画餅や単なる努力目標であってはならないので、わが国の教育改革を推進していく上でのそれぞれ重要かつ必要な施策であることは十分理解できる。
- ・しかしながら、極めて網羅的でしかも多岐にわたっているために、当面国や自治体と学校とが一体となって取り組むべき課題が分かりにくくなっている。
- ・従って、諸施策の優先順位や目標達成までの進行表も併せて作成し、将来に展望（夢）をもてるようにしてほしい。

3. 社会の変動や政治状況に対応しつつも、国家百年の大計を基本に据え、5年・10年の中長期的視野からの確固たる計画にしていただきたい。

- ・教育基本法が戦後60年ぶりに改正され、それに伴う法改正もなされた。そのため、我が国の教育は大きな変革の時代を迎えており、この計画が策定されることは非常に意義あることである。
- ・規制緩和や地方分権が推進され、教育の機会均等や全国一律の義務教育のあり方についても様々な動きが起こっている。しかし、教育の施策にあっては、変えるべきものと変えてはいけないものがあるはずである。
- ・教育を軽視する国に未来はなく、資源小国の我が国の最高・最大の資源は「人」である。この計画の作成・実行に当たっては、教育に対する不動の信念を持って日本の将来の礎となるような、確固たる教育振興基本計画にしていただきたい。

【別添・提出資料】

平成 19 年 12 月 5 日

中央教育審議会

教育振興基本計画特別部会長

三 村 明 夫 様

全日本中学校長会

会長 草野 一紀

教育振興基本計画（案）に関する全日本中学校長会の意見

この度、全日本中学校長会に意見発表の機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。審議中の教育振興基本計画中の学校教育（初等中等教育）にかかる内容について、次の点についてご検討いただくことを希望いたします。

1 内容構成の工夫が必要と考えられる事項について

個々の内容については、いずれも納得できる内容であり、教職員定数の改善も含め教育諸条件の整備・充実について言及されていることは大いに評価できます。しかし、あまりに網羅的で内容が多岐にわたっているので、内容を精査し、再構成するべきと考えます。

- (1) 4 本の柱のうち、1 は社会全体の教育力の向上、2 は初等・中等教育にかかる内容、3 が大学教育、4 が教育環境の整備という構成になっています。この構成を維持するなら、2 の柱の内容である(3) 及び(4) の教員定数や教員養成の問題、学校の組織運営の改善にかかる教育委員会の役割などは、柱 4 の教育環境の整備に一括してまとめる方法が考えられます。
- (2) 上記のような再構成を行わない場合でも、2 の「個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」の内容にかかわって、教育内容を改善・充実すべき内容、その定着に向けての支援、教育水準の維持・向上に向けての施策の推進、のように項目を整理するべきと考えます。

2 内容に盛り込んでいただきたい事項

以下の項目について、それぞれに示すような内容を盛り込むことを要望します。

- (1) P 7 「教育課題に対応するために必要な教職員定数の措置等」について
図書館司書、スクールカウンセラー、スクールコーディネーター、特別支援教育支援員などのスタッフの配置を要望します。
- (2) 「教員養成・研修の充実」について
新人教員の養成に向け、初任者研修の充実を図ることが肝要であり、そのため指導教員の負担軽減措置が必要です。
教員の各ライフステージにおける研修を支援し、各々の教員のキャリアプランの作成を可能とするような体制の整備を行う。その際、教員免許更新講習の円滑な実施と、現職研修との関連を重視し、現状の研修体系を見直す必要があります。
- (3) 「子どもの体力向上に向けた総合的な方策の実施」について

子どもの体力向上に向けて、学校での体育、保健体育の授業を充実する必要があります。それとともに、運動部活動をはじめとするスポーツ活動を振興し、そのため、外部指導員の積極的な活用を促すとともに、指導に当たっている教員の処遇の改善を図る必要があります。また、地域総合型スポーツクラブ推進等も含めた生涯スポーツの振興という視点から、部活動の在り方については今後も検討を継続していただきたい。

(4) 「読書活動の充実」について

この内容は、体験活動と分けた項目にするのが適切と考えられます。

子どもの読書活動を促すには、朝読書の推進と言った学校の努力とともに、学校図書館の整備・充実が欠かせません。そのため、図書予算の増額を図るとともに、学校図書館に「学習情報センター」としての機能を付与することが望されます。

3 内容に盛り込んでほしかった事項

(1) 高等学校教育の充実に向けての大学入試制度の見直し

大学入試制度によって高等学校教育のねらいが十分達成できないという声をよく耳にします。現実に高等学校のカリキュラムが大学入試を意識したものであることは否めません。大学教育の充実とも関連して大学入試の在り方が検討されてもよいと思います。

(2) 小学校と中学校の連携の推進、中学校と高等学校の連携の必要性

近年、公立学校の小中一貫教育、中高一貫教育が話題になっています。小中一貫教育は義務教育内のことであり、小学校と中学校での学習面、生活指導面での段差の解消に効果があると考えられていますが、中高一貫校の成果について、中学校では疑問視する者も多くあります。これらについては、その成果を確認した上でないと言及することはできないかもしれません、少なくとも検討する価値はあると考えられます。

(3) 私立学校と公立学校の共存の在り方

私立学校の振興策の充実については本案でも言及しています。私学助成の充実は、法で定められたものであり、異論はありません。しかし、現実に法的拘束力のある学習指導要領を逸脱したカリキュラムや、国策である週5日制の趣旨を軽視した学校運営には疑問を感じます。現状では、私学の中學部の増加により、都市部では公立中学への入学者が年々減少しています。私学の独自性は理解できますが、このまま何らかの策がなければ公立中学校は減少の一途をたどります。監督庁の問題も含め、私学助成の充実と併行して、公教育としての私学の在り方と公立学校の共存について検討する必要性を感じます。

4 その他の事項

◎ コミュニティスクールの設置促進について

(再掲) ということなので、細かな事は避けますが、コミュニティスクールは学校と地域社会が一体となって学校運営の改善・充実を図り、学校教育の質の向上につなげるものであると考えます。しかし、運用を誤れば負の効果を招きかねない危惧もあります。この設置促進については成果の検証を踏まえ、慎重な検討が必要と考えます。

【別添2・質疑応答事項】

1 「教職員定数、スタッフの充実」について

【質問】教職員定数増やスタッフの充実について、これは質問というより、アドバイスということで聞いてほしいが、このような場で発言するより、地方行政は首長の意向が強く出るので、直接首長に、特に当該市区町村長の首長に投げかける方が効果的。是非積極的に話をされたい。

(応答) 暖かいアドバイスありがとうございます。自治体によって教育の充実に差があることは十分承知していますが、教育の生命は何といっても「人」にあります。その質と量の充実に向け、校長会としてできるだけ働きかけたいと思います。

【質問】スタッフの充実ということだが、スクールカウンセラーや同コーディネーター、図書館司書など、とにかく外部の人間でも人が増えれば良いということか。

(応答)「人」の配置が増えれば今学校が抱えている課題の大多数は解決するという自信を私たちはもっています。それも専任の教職員と専門職員であってほしいと思っています。教育の営みは一定時間内でおさまると言うものではありません。

2 「大学入試制度の見直し」について

【質問】大学入試制度が中学校教育とどのように関連してくるのか。

(応答) 昨年高等学校で必修教科の未履修問題が出ましたが、その原因の一つに大学入試との関連があります。大学入試が高等学校の教育内容に影響し、高等学校の教育内容、そして入試制度は当然中学校教育に影響してきます。

3 「職業教育」について

【質問】社会人あるいは職業人としての教育は、中学校ではどのように行われているのか。

(応答) 卒業生の95%が高等学校へ進学するという現実があります。しかし、中学校教育は義務教育の最終段階であり、中学校卒業後は社会へ出ても恥ずかしくない人間を育成するという前提の教育を行っています。「キャリア教育」ということで自分自身や社会を知り、人間として、社会人としての生き方を学習しています。

4 「小中一貫教育、中高一貫校」について

【質問】中高一貫校については疑問視する声もあり、その成果を検証せよということだが。

(応答) 中学校と小学校は義務教育であり、その連携や一貫性について十分理解できるものがあり、世に言う中一ショックの解決には有効です。しかし、中学校と高等学校は中等教育の前期と後期という意味では理解できるものの、義務教育と非義務教育であり、その意義や効果について十分な検証のないまま流行のように増加していくことに強い懸念を感じています。

5 「コミュニティスクール」について

【質問】コミュニティスクールの設置促進については慎重な検討をということだが。

(応答) コミュニティスクールは増加していますが、各自治体によってその内容や運営方法に差があるようです。したがってその意味や効果についての十分な理解が必要であり、そのためにも現在実施されている先行例については、成果の検証をすることが大切であると考えます。